

# 貨物自動車運送事業運行管理者 選任（解任）届出書 作成要領

## 1. 手続根拠

貨物自動車運送事業法第 18 条

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 19 条

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について第 19 条第 2 項

## 2. 書類作成部数 3 部（正本 1 部、複本 2 部）

※ すべての書類の欄外に捨印をお願いします。

※ 選任・変更など届出事由発生後、遅くとも 1 週間以内に提出ください。

## 3. 書類の提出先

香川運輸支局 検査・整備・保安部門（運輸支局内 1 階 1 番窓口）

## 4. 必要書類

・ 貨物自動車運送事業運行管理者 選任（解任）届出書

【届出のほか、新たに選任（変更）される方は次の書類が必要です。】

・ 運行管理者資格証の写し

## 5. その他

用語解釈については、届出様式後の「作成上の注意事項」を参考ください。

## 貨物自動車運送事業運行管理者 選任（解任）届出書

### 作成上の注意事項

- (1) 届出者  
届出者が法人の場合には、代表者の氏名も記載ください。  
営業所の名称ならびに住所については必ず記載ください。
- (2) 事業者の種類  
複数の事業を行っている場合は、主たる事業を○印で囲みください。
- (3) 事業用自動車の台数  
事業用自動車のうち被けん引車を除いた台数を記載し、  
カッコ内に被けん引車の台数を記載ください。
- (4) 運行管理者  
運行管理者は同一敷地内であってもグループ会社を含め、別会社の  
運行管理者を兼務することはできません。  
事業用自動車数に応じて、必要な運行管理者の選任数を満たしている  
ことを十分に確認ください。
- (5) 統括運行管理者  
既に選任している運行管理者と新たに選任する運行管理者が  
合わせて2名以上になる場合、運行管理者の中から統括運行管理者を  
選任してください。
- (6) 添付書類  
新たに選任しようとする運行管理者の運行管理者資格者証（写）は  
必ず提出ください。  
既に選任されている運行管理者で、統括運行管理者に選任しよう  
とする際は、資格者証（写）の添付を省略することができます。